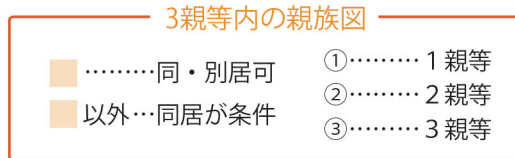


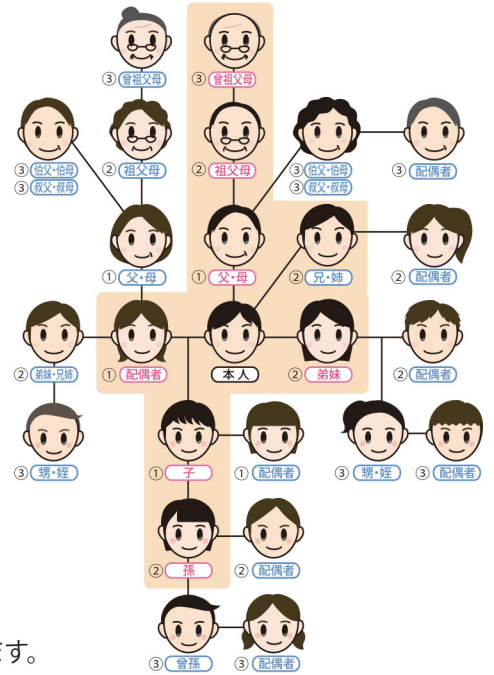
1. 被扶養者の認定基準

「被扶養者」として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計維持**していることが必要です。
さらに**同一世帯**が要件とされる親族もあります。



※配偶者は内縁の方を含みます。



同居とは

あなた（被保険者）と被扶養者の方が、同一の住所、住居にお住まいの場合をいいます。住民票の表記のみでの判断ではありません。

ただし以下の方は「同居」と致します。

- 学生
- 特別養護老人ホームや障害者施設への入所により別居となった家族
- 被保険者の単身赴任により別居となった「配偶者」または「配偶者と同居中の家族」

収入基準

厚生労働省の通達により、下記①②の「認定対象者の収入の限度」条件を満たしていることが必要です。

① 金額

被扶養者の年齢など	年間収入
60歳未満の場合	130万円未満
60歳以上の場合	180万円未満
障害年金受給者の場合	180万円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・仕送り

被保険者と被扶養者が同居世帯の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であること
被保険者と被扶養者が別世帯の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であることかつ、被保険者からの 仕送り額未満 であること

※上記年間収入は交通費等を含む総支給額で判断します。

上記の認定基準に該当しない場合は、すみやかに扶養から取消する手続きを行ってください。

取消する方の「健康保険証」と「被扶養者取消届」をご提出ください。

※「健康保険被扶養者調査表」は、該当する被扶養者の欄に取消日及び理由を記入し提出してください。

(例：収入超過のため、仕送り額不足のため)

**審査書類をご提出されない場合
扶養取消となりますので必ずご提出ください**